

事 務 連 絡
令和7年8月13日

本事業に採択された教職員 各位

知創推進部長
(公印省略)

個人宛て寄附金（助成金）の取扱いについて（通知）

本学の職員が教育研究活動等の奨励に係る個人宛寄附金（助成金を含む。）を受け入れたときは、国立大学法人琉球大学寄附金取扱規程第9条第2項により当該寄附金を改めて本学に寄附しなければならないこととされています。

については、本研究助成は上記に該当しますので、所属部局の事務（総務係等）で寄附手続きを行うようお願いします。